

村山市条件付き一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、村山市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の請負契約において、一定の資格要件を満たした者による一般競争入札方式（以下「条件付き一般競争入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 条件付き一般競争入札の対象工事は、**設計価格1千万円以上**のものとする。ただし、市長が、災害の復旧、特に緊急を要する工事又は施工上特殊な専門的技術を必要とする工事等、特別な事情があると認めた場合は、対象工事としない。

(入札の公告)

第3条 市長は、条件付き一般競争入札を実施するときは、村山市契約に関する規則（昭和39年村山市規則第4号。以下「規則」という。）第18条第1項の規定により公告を行うものとする。

(入札参加者の資格)

第4条 対象工事の条件付き一般競争入札に参加することができる者は、規則第24条第2項に規定する指名競争入札参加者登録簿に登録され、かつ、次に掲げる条件を満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の4第1項及び第2項の各号のいずれかに該当しない者であること。
 - (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の建設業の許可（以下「建設業の許可」同じ。）のうち、当該対象工事に対応する建設業の許可を得ていること。
 - (3) 当該対象工事ごとに、建設業の許可に係る本社営業所等を公告に定める地域に有していること。
 - (4) 当該対象工事に主任技術者、現場代理人及び監理技術者等を適正に配置できること。
 - (5) 村山市競争入札参加者資格停止要綱（平成17年2月1日公告施行）第2条の規定による指名停止の期間中でない者であること。
 - (6) 規則第10条第1項第5号の規定に該当しない者であること。
 - (7) 入札に参加しようとするもの間に資本関係又は人的関係がないこと。
 - (8) その他当該対象工事ごとに、市長が特に必要と認めた条件を満たしていること。
- 2 前項に掲げる者のほか、市長が別に定めるところにより特定建設工事共同企業体として条件付き一般競争入札に参加させることを認めた者。

(入札参加資格の確認申請書の提出)

第5条 条件付き一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び必要書類（以下「申請書」という。）を別に定める期限までに市長に提出しなければならない。

(入札参加資格の確認)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、村山市工事指名競争入札参加者審査会（以下審査会という。）を開催し、第4条に規定する入札参加者の資格（以下「入札参加資格」という。）の有無について確認を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する確認の結果を、書面により申請者に対し通知するものとする。この場合において、入札参加資格を有しないと認めた者に対しては、その理由を付さなければならない。

3 入札参加資格を有しないと認められた者は、前項の通知を受け取った日から7日以内に、市長に対してその理由について書面により説明を求めることができる。

4 市長は、前項の規定により説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

(入札保証金及び契約保証金)

第7条 入札保証金及び契約保証金は、規則第3条から第8条の規定を準用する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年9月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日から平成20年3月31日までの間に係る第2条の規定については、「2千万円以上のもの」とあるのは「2千万円以上のもの及び審査会で選定したもの」とする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。